

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第78号
事故等種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成25年4月15日 02時00分ごろ
発生場所	長崎県西海市瀬戸港（松島水道） 瀬戸港福島外防波堤灯台から真方位214°50m付近 （概位 北緯32°55.9′ 東経129°38.0′）
事故等調査の経過	平成25年9月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 <sup>だいえい</sup> 大栄丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-10154（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷側上部が破損、船首かんぬきが折損等、主機の据付けにずれ、船尾軸封装置に亀裂 防波堤 なし
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、船長が単独の船橋当直に就き、松島水道を約10ノットの対地速力で南東進した。</p> <p>船長は、西海市所在の赤バナ曾根灯浮標とその西方の五郎ヶ島の間を通る予定であったが、同灯浮標の赤灯を右舷側に見て通過したとき、これを赤バナ曾根灯浮標の北西方約1kmにある既に通過した西海市所在のワリ瀬灯浮標と思い、船首方に見えた瀬戸港福島外防波堤灯台の赤灯を赤バナ曾根灯浮標と思って航行した。</p> <p>船長は、船首方に見えた赤灯を左舷側に見て通過するため、右転して南南西進中、右舷側近距離の所に防波堤を認め、驚いて船首方を見たところ、福島外防波堤が船首至近に迫っていたので、機関を中立としたが、平成25年4月15日02時00分ごろ本船の左舷船首部が福島外防波堤に擦るような形で衝突した。</p> <p>本船は、福島外防波堤の浮き栈橋に係留した上、船長が左舷船首部の損傷を確認した後、機関室を点検したところ、船尾軸封装置付近から浸水していたので、ポンプによる排水を行いながら、電話で鉄工所のアドバイスを受け、船尾軸封装置のパッキンを締め直したところ、浸水がほぼ止まり、自力で航行して長崎県南島原市須川港に帰り、造船所に上架されて修理された。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風速 約1.6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期

	月没時刻：23時14分ごろ
その他の事項	<p>瀬戸港は、松島瀬戸東岸に位置し、同港南部の<sup>はいさき</sup>拝崎鼻から北方へ約200m、更に北西方へ約150mにわたって福島外防波堤が築造され、同防波堤の北西端に瀬戸港福島外防波堤灯台が設置されており、同灯台の約100m沖に福島外防波堤と平行に長さ約120mの島防波堤が築造されている。</p> <p>船長は、松島水道を過去に何十回も航行した経験があったが、夜間の航行は本事故時が初めてであった。</p> <p>船長は、松島水道の灯浮標や灯台の灯光の色は知っていたが、灯質について、ワリ瀬灯浮標がモールス符号赤光毎8秒にB、赤バナ曾根灯浮標がモールス符号赤光毎8秒にA、瀬戸港福島外防波堤灯台が群閃赤光毎6秒に2閃光であることは知らなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、月明かりがなく、福島外防波堤の周辺に街明かりが余りなかったため、接近するまで同防波堤を視認できなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、夜間、松島水道を南東進中、船長が、灯浮標や灯台の灯質を確認していなかったことから、瀬戸港福島外防波堤灯台の赤光を赤バナ曾根灯浮標のものと思い込んで航行し、福島外防波堤に衝突したものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、本船が、松島水道を南東進中、船長が、灯浮標や灯台の灯質を確認していなかったため、瀬戸港福島外防波堤の赤光を赤バナ曾根灯浮標のものと思い込んで航行し、福島外防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間に狭水道を航行する際は、レーダー及びGPSプロッターを活用して船位を確認すること。</li> <li>・夜間に沿岸を航行するに当たっては、航行経路にある灯浮標や灯台の灯質を水路図誌によって確認しておくこと。</li> </ul>